平成２１年（フ）第３６７１号
神奈川県藤沢市川名657番地
債務者　高梨　敦子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１９号
神奈川県相模原市若松４丁目10番１号　クレッセ103
債務者　奥山　勝巳
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川篤司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７７５号
大分市畑中303　大分刑務所内、外国人登録原票記載の居住地福岡市東区香椎１丁目５番３―101号　ペルル香椎参道
債務者　山本浩二こと　金　　広浩
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９２号
岩手県二戸市仁左平字横手15番地１
債務者　工藤理恵子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１号
岩手県九戸郡洋野町種市第１地割137番地７
債務者　中里　睦夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第２３２号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸633番地の２
債務者　宇野　昭弘
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１５８２号
埼玉県川口市東領家１丁目12番９―302号　グランシャリオヨシハラ、旧住所東京都足立区鹿浜４丁目23番12―601号
債務者　武川　政幸
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８３号
埼玉県川口市東領家１丁目12番９―302号　グランシャリオヨシハラ、旧住所東京都足立区鹿浜４丁目23番12―601号
債務者　武川　由美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４０号
埼玉県川口市大字峯1479番地の６
債務者　上村千鶴子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４９号
埼玉県北本市栄７番地　４－３－201
債務者　井口美智子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５４号
埼玉県蕨市中央４丁目25番14号　共立ハイツ101号、旧住所埼玉県蕨市南町１丁目39番３号
債務者　齋藤　芳子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５５号
埼玉県蕨市中央４丁目25番14号　共立ハイツ101号、旧住所埼玉県蕨市南町１丁目39番３号
債務者　齋藤　正弘
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６０１号
静岡県袋井市湊799番地の１　リジェールＡ202号室、前住所静岡県磐田市白羽102番地１
債務者　鈴木　康仁
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
京都府亀岡市北河原町２丁目５番５―103号
債務者　大西　優子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
岡山県倉敷市南畝３丁目９番５号
債務者　水田　峰夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２号
岡山県倉敷市笹沖88番地　県営笹沖団地５―306
債務者　藤本　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３６０３号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番４―26号
債務者　中村　愉子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部